

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づき、下記の情報を提供します。

(対象期間:2021 年 4 月 1 日～2022 年 3 月 31 日)

事業所の名称 日本リック株式会社
事業所の所在地 東京都千代田区飯田橋 4-8-13 タカラビル 3 階

- ① 派遣労働者の数(2022 年 6 月 1 日現在) 438 名
- ② 2021 年度 派遣先事業所数 236 事業所
- ③ 2021 年度 労働者派遣に関する料金の平均額 21,805 円(1 日 8 時間あたり換算)
- ④ 2021 年度 派遣労働者の賃金の平均額 14,063 円 (1 日 8 時間あたり換算)
- ⑤ マージン率 35.5%
- ※計算式は、上記 (③-④) ÷ ③ (小数点第 2 位以下四捨五入) です
※マージン率に含まれる必要な経費としては、社会保険料の会社負担分、教育訓練経費、福利厚生費(有給休暇、健康診断費用等)などがあります

⑥ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

- (1) 希望者へ有資格者によるキャリアコンサルティングを実施します
<https://www.my-career.jp/jobsupport/careerconsulting/>
- (2) 全派遣労働者を対象に、有給無償の入職時教育(ビジネスマナー、個人情報・情報セキュリティ、安全衛生等)を実施します
- (3) 1 年以上の雇用見込みのある派遣労働者を対象に、e ラーニングによる有給無償のキャリアアップ研修機会を提供します

⑦ その他福利厚生に関する事項

- (1) インフルエンザ予防接種費用の補助
- (2) 互助会(任意加入)による慶弔見舞金制度 等

⑧ 労使協定締結に関する事項

- (1) 過半数労働者代表と法第 30 条の 4 第 1 項の協定を締結しています
- (2) 全ての派遣労働者が労使協定の対象となります
- (3) 協定の有効期限は 2024 年 3 月 31 日です

雇用安定措置（法第30条）の実績

期間	対象派遣労働者数	第1号の措置 （派遣先への直接雇用の依頼）を講じた人数		第2号の措置 （新たな派遣先の提供）を講じた人数		第3号の措置 （派遣元で派遣労働者以外の労働者として無期雇用）を講じた人数	第4号の措置（その他の措置） を講じた人数			第1号から第4号までのいずれの措置も講じなかった人数
		うち、派遣先で雇用された人数		うち、新たな派遣先で就業した人数			教育訓練（雇用を維持したままのものに限る）	紹介予定派遣（※2）	左記以外のその他の措置	
計	396	10	3	12	9	0	0	0	0	378
3年見込み	18	10	3	12	9	0	0	0	0	0
2年半から3年未満見込み	50	0	0	0	0	0	0	0	0	50
2年から2年半未満見込み	53	0	0	0	0	0	0	0	0	53
1年半から2年未満見込み	35	0	0	0	0	0	0	0	0	35
1年から1年半未満見込み	63	0	0	0	0	0	0	0	0	63
1年未満見込み（※1）	177	0	0	0	0	0	0	0	0	177

※1 「1年未満見込み」については、派遣元での通算雇用期間が1年以上の者（登録中の者を含む）に限る。

※2 （5）欄の「イ 紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数（人）」の内数であること。

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づき、下記の情報を提供します。

(対象期間:2021 年 4 月 1 日～2022 年 3 月 31 日)

事業所の名称 日本リック株式会社 新潟オフィス
事業所の所在地 新潟県新潟市中央区東大通 2-1-20 スターションプラザ新潟ビル 4 階

- ① 派遣労働者の数(2022 年 6 月 1 日現在) 77 名
- ② 2021 年度 派遣先事業所数 35 事業所
- ③ 2021 年度 労働者派遣に関する料金の平均額 17,680 円 (1 日 8 時間あたり換算)
- ④ 2021 年度 派遣労働者の賃金の平均額 11,582 円 (1 日 8 時間あたり換算)
- ⑤ マージン率 34.5%
- ※計算式は、上記 (③-④) ÷ ③ (小数点第 2 位以下四捨五入) です
※マージン率に含まれる必要な経費としては、社会保険料の会社負担分、教育訓練経費、福利厚生費 (有給休暇、健康診断費用等) などがあります

⑥ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

- (1) 希望者へ有資格者によるキャリアコンサルティングを実施します
<https://www.my-career.jp/jobsupport/careerconsulting/>
- (2) 全派遣労働者を対象に、有給無償の入職時教育 (ビジネスマナー、個人情報・情報セキュリティ、安全衛生等) を実施します
- (3) 1 年以上の雇用見込みのある派遣労働者を対象に、e ラーニングによる有給無償のキャリアアップ研修機会を提供します

⑦ その他福利厚生に関する事項

- (1) インフルエンザ予防接種費用の補助
- (2) 互助会 (任意加入) による慶弔見舞金制度 等

⑧ 労使協定締結に関する事項

- (1) 過半数労働者代表と法第 30 条の 4 第 1 項の協定を締結しています
- (2) 全ての派遣労働者が労使協定の対象となります
- (3) 協定の有効期限は 2024 年 3 月 31 日です

雇用安定措置（法第30条）の実績

期間	対象派遣労働者数	第1号の措置 （派遣先への直接雇用の依頼）を講じた人数		第2号の措置 （新たな派遣先の提供）を講じた人数		第3号の措置 （派遣元で派遣労働者以外の労働者として無期雇用）を講じた人数	第4号の措置（その他の措置） を講じた人数			第1号から第4号までのいずれの措置も講じなかった人数
		うち、派遣先で雇用された人数		うち、新たな派遣先で就業した人数			教育訓練（雇用を維持したままのものに限る）	紹介予定派遣（※2）	左記以外のその他の措置	
計	34	1	1	0	0	0		0	0	33
3年見込み	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
2年半から3年未満見込み	9	0	0	0	0	0	0	0	0	9
2年から2年半未満見込み	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1年半から2年未満見込み	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
1年から1年半未満見込み	5	0	0	0	0	0	0	0	0	5
1年未満見込み（※1）	16	0	0	0	0	0	0	0	0	16

※1 「1年未満見込み」については、派遣元での通算雇用期間が1年以上の者（登録中の者を含む）に限る。

※2 （5）欄の「イ 紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数（人）」の内数であること。

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づき、下記の情報を提供します。

(対象期間:2021 年 4 月 1 日～2022 年 3 月 31 日)

事業所の名称 日本リック株式会社 長野オフィス
事業所の所在地 長野県長野市南千歳 1-3-7 アイビースクエア 8 階

- ① 派遣労働者の数(2022 年 6 月 1 日現在) 51 名
- ② 2021 年度 派遣先事業所数 39 事業所
- ③ 2021 年度 労働者派遣に関する料金の平均額 16,613 円 (1 日 8 時間あたり換算)
- ④ 2021 年度 派遣労働者の賃金の平均額 10,832 円 (1 日 8 時間あたり換算)
- ⑤ マージン率 34.8%
- ※計算式は、上記 (③-④) ÷ ③ (小数点第 2 位以下四捨五入) です
※マージン率に含まれる必要な経費としては、社会保険料の会社負担分、教育訓練経費、福利厚生費 (有給休暇、健康診断費用等) などがあります

⑥ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

- (1) 希望者へ有資格者によるキャリアコンサルティングを実施します
<https://www.my-career.jp/jobsupport/careerconsulting/>
- (2) 全派遣労働者を対象に、有給無償の入職時教育 (ビジネスマナー、個人情報・情報セキュリティ、安全衛生等) を実施します
- (3) 1 年以上の雇用見込みのある派遣労働者を対象に、e ラーニングによる有給無償のキャリアアップ研修機会を提供します

⑦ その他福利厚生に関する事項

- (1) インフルエンザ予防接種費用の補助
- (2) 互助会 (任意加入) による慶弔見舞金制度 等

⑧ 労使協定締結に関する事項

- (1) 過半数労働者代表と法第 30 条の 4 第 1 項の協定を締結しています
- (2) 全ての派遣労働者が労使協定の対象となります
- (3) 協定の有効期限は 2024 年 3 月 31 日です

雇用安定措置（法第30条）の実績

期間	対象派遣労働者数	第1号の措置 （派遣先への直接雇用の依頼）を講じた人数		第2号の措置 （新たな派遣先の提供）を講じた人数		第3号の措置 （派遣元で派遣労働者以外の労働者として無期雇用）を講じた人数	第4号の措置（その他の措置） を講じた人数			第1号から第4号までのいずれの措置も講じなかった人数
		うち、派遣先で雇用された人数		うち、新たな派遣先で就業した人数			教育訓練（雇用を維持したままのものに限る）	紹介予定派遣（※2）	左記以外のその他の措置	
計	35	2	0	2	2	0		0	0	33
3年見込み	2	2	0	2	2	0	0	0	0	0
2年半から3年未満見込み	6	0	0	0	0	0	0	0	0	6
2年から2年半未満見込み	6	0	0	0	0	0	0	0	0	6
1年半から2年未満見込み	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
1年から1年半未満見込み	5	0	0	0	0	0	0	0	0	5
1年未満見込み（※1）	14	0	0	0	0	0	0	0	0	14

※1 「1年未満見込み」については、派遣元での通算雇用期間が1年以上の者（登録中の者を含む）に限る。

※2 （5）欄の「イ 紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数（人）」の内数であること。

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づき、下記の情報を提供します。

(対象期間:2021 年 4 月 1 日～2022 年 3 月 31 日)

事業所の名称 日本リック株式会社 名古屋オフィス
事業所の所在地 愛知県名古屋市中区錦 3-7-9 太陽生命名古屋第 2 ビル 9 階

- ① 派遣労働者の数(2022 年 6 月 1 日現在) 13 名
- ② 2021 年度 派遣先事業所数 20 事業所
- ③ 2021 年度 労働者派遣に関する料金の平均額 22,161 円 (1 日 8 時間あたり換算)
- ④ 2021 年度 派遣労働者の賃金の平均額 14,241 円 (1 日 8 時間あたり換算)
- ⑤ マージン率 35.7%
- ※計算式は、上記 (③-④) ÷ ③ (小数点第 2 位以下四捨五入) です
※マージン率に含まれる必要な経費としては、社会保険料の会社負担分、教育訓練経費、福利厚生費 (有給休暇、健康診断費用等) などがあります

⑥ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

- (1) 希望者へ有資格者によるキャリアコンサルティングを実施します
<https://www.my-career.jp/jobsupport/careerconsulting/>
- (2) 全派遣労働者を対象に、有給無償の入職時教育 (ビジネスマナー、個人情報・情報セキュリティ、安全衛生等) を実施します
- (3) 1 年以上の雇用見込みのある派遣労働者を対象に、e ラーニングによる有給無償のキャリアアップ研修機会を提供します

⑦ その他福利厚生に関する事項

- (1) インフルエンザ予防接種費用の補助
- (2) 互助会 (任意加入) による慶弔見舞金制度 等

⑧ 労使協定締結に関する事項

- (1) 過半数労働者代表と法第 30 条の 4 第 1 項の協定を締結しています
- (2) 全ての派遣労働者が労使協定の対象となります
- (3) 協定の有効期限は 2024 年 3 月 31 日です

雇用安定措置（法第30条）の実績

期間	対象派遣労働者数	第1号の措置 （派遣先への直接雇用の依頼）を講じた人数		第2号の措置 （新たな派遣先の提供）を講じた人数		第3号の措置 （派遣元で派遣労働者以外の労働者として無期雇用）を講じた人数	第4号の措置（その他の措置） を講じた人数			第1号から第4号までのいずれの措置も講じなかった人数
		うち、派遣先で雇用された人数		うち、新たな派遣先で就業した人数			教育訓練（雇用を維持したままのものに限る）	紹介予定派遣（※2）	左記以外のその他の措置	
計	14	1	0	3	2	0		0	0	10
3年見込み	8	1	0	3	2	0	0	0	0	4
2年半から3年未満見込み	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
2年から2年半未満見込み	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
1年半から2年未満見込み	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1年から1年半未満見込み	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
1年未満見込み（※1）	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1

※1 「1年未満見込み」については、派遣元での通算雇用期間が1年以上の者（登録中の者を含む）に限る。

※2 （5）欄の「イ 紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数（人）」の内数であること。

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づき、下記の情報を提供します。

(対象期間:2021 年 4 月 1 日～2022 年 3 月 31 日)

事業所の名称 日本リック株式会社 大阪オフィス

事業所の所在地 大阪府大阪市北区東天満 2-9-4 千代田ビル東館 4 階

- ① 派遣労働者の数(2022 年 6 月 1 日現在) 40 名
- ② 2021 年度 派遣先事業所数 46 事業所
- ③ 2021 年度 労働者派遣に関する料金の平均額 20,894 円 (1 日 8 時間あたり換算)
- ④ 2021 年度 派遣労働者の賃金の平均額 14,295 円 (1 日 8 時間あたり換算)
- ⑤ マージン率 31.6%
- ※計算式は、上記 (③-④) ÷ ③ (小数点第 2 位以下四捨五入) です
- ※マージン率に含まれる必要な経費としては、社会保険料の会社負担分、教育訓練経費、福利厚生費 (有給休暇、健康診断費用等) などがあります

⑥ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

- (1) 希望者へ有資格者によるキャリアコンサルティングを実施します
<https://www.my-career.jp/jobsupport/careerconsulting/>
- (2) 全派遣労働者を対象に、有給無償の入職時教育 (ビジネスマナー、個人情報・情報セキュリティ、安全衛生等) を実施します
- (3) 1 年以上の雇用見込みのある派遣労働者を対象に、e ラーニングによる有給無償のキャリアアップ研修機会を提供します

⑦ その他福利厚生に関する事項

- (1) インフルエンザ予防接種費用の補助
- (2) 互助会 (任意加入) による慶弔見舞金制度 等

⑧ 労使協定締結に関する事項

- (1) 過半数労働者代表と法第 30 条の 4 第 1 項の協定を締結しています
- (2) 全ての派遣労働者が労使協定の対象となります
- (3) 協定の有効期限は 2024 年 3 月 31 日です

雇用安定措置（法第30条）の実績

期間	対象派遣労働者数	第1号の措置 （派遣先への直接雇用の依頼）を講じた人数		第2号の措置 （新たな派遣先の提供）を講じた人数		第3号の措置 （派遣元で派遣労働者以外の労働者として無期雇用）を講じた人数	第4号の措置（その他の措置） を講じた人数			第1号から第4号までのいずれの措置も講じなかった人数
		うち、派遣先で雇用された人数		うち、新たな派遣先で就業した人数			教育訓練（雇用を維持したままのものに限る）	紹介予定派遣（※2）	左記以外のその他の措置	
計	40	3	0	4	3	0		0	0	37
3年見込み	4	3	0	4	3	0	0	0	0	1
2年半から3年未満見込み	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
2年から2年半未満見込み	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4
1年半から2年未満見込み	5	0	0	0	0	0	0	0	0	5
1年から1年半未満見込み	5	0	0	0	0	0	0	0	0	5
1年未満見込み（※1）	19	0	0	0	0	0	0	0	0	19

※1 「1年未満見込み」については、派遣元での通算雇用期間が1年以上の者（登録中の者を含む）に限る。

※2 （5）欄の「イ 紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数（人）」の内数であること。

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づき、下記の情報を提供します。

(対象期間:2021 年 4 月 1 日～2022 年 3 月 31 日)

事業所の名称 日本リック株式会社 広島オフィス
事業所の所在地 広島県広島市南区的場町 1-2-16 グリーンタワー7 階

- ① 派遣労働者の数(2022 年 6 月 1 日現在) 38 名
- ② 2021 年度 派遣先事業所数 39 事業所
- ③ 2021 年度 労働者派遣に関する料金の平均額 17,054 円 (1 日 8 時間あたり換算)
- ④ 2021 年度 派遣労働者の賃金の平均額 11,665 円 (1 日 8 時間あたり換算)
- ⑤ マージン率 31.6%
- ※計算式は、上記 (③-④) ÷ ③ (小数点第 2 位以下四捨五入) です
※マージン率に含まれる必要な経費としては、社会保険料の会社負担分、教育訓練経費、福利厚生費 (有給休暇、健康診断費用等) などがあります

⑥ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

- (1) 希望者へ有資格者によるキャリアコンサルティングを実施します
<https://www.my-career.jp/jobsupport/careerconsulting/>
- (2) 全派遣労働者を対象に、有給無償の入職時教育 (ビジネスマナー、個人情報・情報セキュリティ、安全衛生等) を実施します
- (3) 1 年以上の雇用見込みのある派遣労働者を対象に、e ラーニングによる有給無償のキャリアアップ研修機会を提供します

⑦ その他福利厚生に関する事項

- (1) インフルエンザ予防接種費用の補助
- (2) 互助会 (任意加入) による慶弔見舞金制度 等

⑧ 労使協定締結に関する事項

- (1) 過半数労働者代表と法第 30 条の 4 第 1 項の協定を締結しています
- (2) 全ての派遣労働者が労使協定の対象となります
- (3) 協定の有効期限は 2024 年 3 月 31 日です

雇用安定措置（法第30条）の実績

期間	対象派遣労働者数	第1号の措置 （派遣先への直接雇用の依頼）を講じた人数		第2号の措置 （新たな派遣先の提供）を講じた人数		第3号の措置 （派遣元で派遣労働者以外の労働者として無期雇用）を講じた人数	第4号の措置（その他の措置） を講じた人数			第1号から第4号までのいずれの措置も講じなかった人数
		うち、派遣先で雇用された人数		うち、新たな派遣先で就業した人数			教育訓練（雇用を維持したままのものに限る）	紹介予定派遣（※2）	左記以外のその他の措置	
計	27	3	0	3	2	0	0	0	0	25
3年見込み	3	3	0	3	2	0	0	0	0	1
2年半から3年未満見込み	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4
2年から2年半未満見込み	5	0	0	0	0	0	0	0	0	5
1年半から2年未満見込み	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
1年から1年半未満見込み	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
1年未満見込み（※1）	11	0	0	0	0	0	0	0	0	11

※1 「1年未満見込み」については、派遣元での通算雇用期間が1年以上の者（登録中の者を含む）に限る。

※2 （5）欄の「イ 紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数（人）」の内数であること。